# 賃金等の変動に対する 建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項) 運用マニュアル(暫定版)

平成26年3月

(令和元年5月一部修正) (令和3年4月一部修正)

大 阪 府

#### はじめに

この運用マニュアルは、建設工事請負契約書第25条第6項(以下「インフレスライド条項」という。)に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、本府の運用の考え方を整理したものである。

#### 1. 適用対象工事

- (1) インフレスライド条項の請求は、2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上ある工事を対象とする。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更(本府の積算における公共工事設計労務単価の改定をいう。以下同じ。)がなされた時とする。
  - ・この運用マニュアルの適用の対象となるのは、インフレスライド条項のある本府の建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)を用いる建設工事の契約であり、別の契約約款を用いる単価契約や委託役務の契約は対象としない。
  - ・賃金水準の変更について 賃金水準の変更がなされた時とは、本府の積算において、公共工事設計労務単価の改 定がなされた時をいう。

#### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

(1) 請求日: スライド変更の対象となる可能性があるとして、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。) を請求した日とする。

(2) 基準日:請求日とすることを基本とする。

また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。

(3) 残工期:基準日以降の工事期間とする。

#### ・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日(請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。)から2ヶ月以上必要であることに留意すること。遡りは認めない。

平成26年4月1日(火)から請求を可能とする。

#### ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより 難い場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

なお、スライド協議請求後、基準日について発注者と請負者とが協議している際に、 新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準 日とする。

#### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも設計変更協議書等による指示により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

#### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は 直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

#### ・スライド対象の確認

スライド変更を行うか否かの判定にあたっては、スライド協議の請求までの間の設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとする。

#### • スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2) により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。 なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

#### • スライド協議の請求時の添付資料について

スライド協議の請求後、速やかに工事の出来形数量が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

#### • スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面(別紙様式2)により通知する。

やむを得ず協議開始日に変更が生じた場合は、再度通知するものとする。

#### • 実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

#### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

 $S_{\sharp} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$ 

この式において、S<sub>増</sub>、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S<sub>増</sub>:増額スライド額

P<sub>1</sub>:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

 $P_2$ : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額 ( $P=\Sigma$  ( $\alpha \times Z$ )、 $\alpha$ : 当初契約の落札率、Z: 発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

 $S_{ij} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$ 

この式において、Six、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S滅:減額スライド額

P<sub>1</sub>:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

 $P_2$ : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額 ( $P=\Sigma$  ( $\alpha$  × Z)、 $\alpha$ : 当初契約の落札率、Z: 発注者積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更につい ては考慮するものではない。

#### ・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」 としている。

・ 基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

• 基準日における見積価格採用単価について

再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等によ

り算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

#### ・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施 したスライド額を含むものとする。

#### ・ 発注者積算額について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で 積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運 用については、各発注部局が定めるところによる。

#### 5. 出来形数量の確認 (残工事量の算定)

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表等に対応して出来高確認を行うものとすること。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料 は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形数量に含めるものとする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
  - ・契約書で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能 な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表等一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。
  - ※ 営繕工事においては、同項(1)中「数量総括表」とあるのは「数量書」と、(4)中「数量総括表で一式明示した仮設工」とあるのは「数量書で一式明示した仮設工事等」と読み替える。

#### ・ 出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本運用マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。

なお、迅速かつ確実な執行ため、当面、受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表等に対応した出来高を確認できることとする。

出来高確認は、本府の監督職員(総括又は主任監督員)と、受注者(監理技術者又は主任技術者、現場代理人)により行うものとする。なお、工事監理業務を外部委託 している場合は、委託監督員は出来高確認に立ち会うものとする。 • 「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表等に対応した 出来高数量を確認する。

「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認 次式により数量総括表等に対応した出来高を算出する。(ただし、実施工程表は、 基準日までに作成されたものとする。)。

出来形数量 = 基準日における設計数量

× (基準日における実施済工程工期/実施工程工期)

本運用マニュアルに基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- ※ 営繕工事においては、「工事出来高内訳書」とあるのは「出来高数量を確認して 作成した数量調書」と読み替える。(以下、同じ)
- ※ 営繕工事においては、「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高確認を行 わないものとする。
- ・出来形数量等の確認時期について 発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。
- 発注者側に換算数量がない場合について 発注者側に換算数量がない場合とは、発注者が積算と相索し

発注者側に換算数量がない場合とは、発注者が積算上想定した施工方法と、受注者による実際の施工方法が異なる場合などが想定される。

この場合は、受注者に対して、速やかに必要な資料の提出を求めるものとする。

- ・出来高の確認後、スライド額協議を開始するまでの間に、発注者と受注者の間での 協議を行う場合は、書面(協議書(打合せ簿)など)に必要な事項を記載、又は必 要な資料を添付して行うものとする。
- 出来高の確認に関する詳細な運用については、各発注部局が定めるところによる。

#### 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。な お、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることがで きる。

#### • 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で 積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運 用については、各発注部局が定めるところによる。

#### • 基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

#### 基準日における見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動 率等により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が 大きい場合は、別途考慮する。

#### 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

#### ・変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続を行うものとする。た だし、やむを得ない場合は、精算年度に行うことができる。

なお、工期が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとする。

#### • 精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における 出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

#### 8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用マニュアルによるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用マニュアルに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25 条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。
  - ・契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
  - ・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
  - ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
  - ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、 インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るス ライド額を含む変更後の総価となる。

#### 9. 適用日

このマニュアルは、平成26年4月1日から適用する。

このマニュアルは、令和元年5月1日から適用する。このマニュアルは、令和3年4月1日から適用する。

#### 【参考】契約書第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った 後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」 とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするも のとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい 変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各 項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないとき は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて 定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又 は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知し ないときは、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体 スライド

単品 スライド

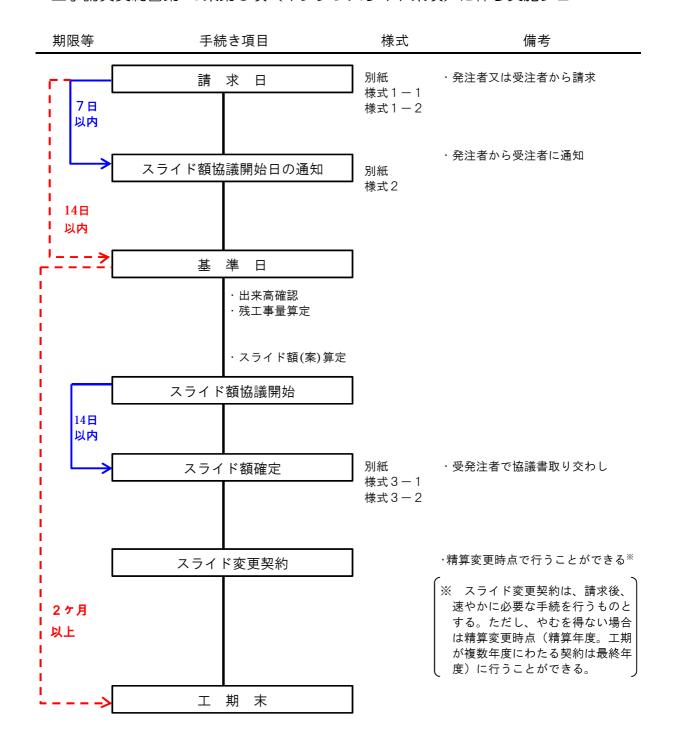
インフレ スライド

### 【参考】 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い(国土交通省の事例)

		全体スライド	単品スライド	インフレスライド
項目		(契約書第 25 条第1項か	(契約書第25条第5項)	(契約書第25条第6項)
		ら第4項)		
適用対象		工期が 12 カ月を超える工	すべての工事	すべての工事
		事		
			(運用通達発出日時点	但し、基準日以降、残工
~	工事	但し、基準日以降、残工期	で継続中の工事及び新	期が2ヶ月以上ある工事
ᅩਝ		が2ヶ月以上ある工事	規契約工事)	(本通達発出日時点で
		(比較的大規模な長期工		継続中の工事及び新規
		事)	±= /\	契約工事)
		請負契約締結の日から 12	部分払いを行った出来	本通達に基づき、賃金水
	対象	ヶ月を経過した基準日以降の時で恵見に対する	形部分を除く全ての資	準の変更がなされた日
		│降の残工事量に対する資 │材、労務単価等	材(鋼材類、燃料油類等)	以降の基準日以降の残 工事量に対する資材、労
		材、力伤平仙寺		工争里に対する貝材、カー 務単価等
			115	
	受注者 の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%
			(加工 人仕ュニノドヤ	(90 冬「丁巛丁寸±+××
請			(但し、全体スライド又 はインフレスライドと	(29条「天災不可抗力条 項」に準拠し、建設業者
負			併用の場合、全体スライ	の経営上最小限度必要
御変	07只担		ド又はインフレスライ	な利益まで損なわない
請負額変更の方法			「 ス は ー フ フ レ ハ ラ ー   ド 適 用 期 間 に お け る 負	よう定められた「1%」
			担はなし)	を採用。)
法			なし	可能
	再スラ イド			
		(全体スライド又はイン	(部分払いを行った出	(本通達に基づき、賃金
		フレスライド適用後 12 ヶ	来形部分を除いた工期	水準の変更がなされる
		月経過後に適用可能)	内全ての資材を対象に、	都度、適用可能)
			精算変更契約後にスラ	
			イド額を算出するため、	
			再スライドの必要がな	
			い)	

<sup>※</sup> 表中、「本通達」とは、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け、国地契第57号ほか)」をいう。

#### 工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)に伴う実施フロー



#### ※) — 契約書で規定

#### ※) - -> 本運用マニュアルで規定

[受注者からの請求]

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府

受 注 者所 在 地商号又は名称代表者氏名

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、工事請負 契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

なお、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成26年1月30日付け国土入企第28号国土交通省土地・建設産業局長通知)の趣旨を承知したうえで、これにのっとって、当社と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応します。

記

1. 工 事 名 工事

2. 請負代金額 ¥

 3. 工
 期
 OO年OO月OO日から

 OO年OO月OO日まで
 OO年OO月OO日まで

- 4. 希望基準日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5. 変更請求概算額 ¥
- 6. 概算残工事請負代金額 ¥ 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に 相応する請負代金額を控除した額
- 7. 根拠資料 別添のとおり
- ※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

大阪府

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

○○年○○月○○日付けで契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、 工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工 事 名 工事

2. 請負代金額 ¥

 3. 工
 期
 OO年OO月OO日から

 OO年OO月OO日まで
 OO年OO月OO日まで

00年00月00日

- 4. 希望基準日 C5. 変更請求概算額 ¥
- 6. 概算残工事請負代金額 ¥ 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に 相応する請負代金額を控除した額
- 7. 根拠資料 別添のとおり
- ※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

大阪府

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第8項 の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

なお、スライド協議における基準日は、協議を踏まえ、 〇〇年〇〇月〇〇日といた します。

記

- 1. 工事名 00000工事
- 2. スライド額協議開始日 〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-1)

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

大阪府

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)

〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。 なお、異存がなければ、別添承諾書に記名のうえ返送願います。

記

- 1. 工事名 〇〇〇〇丁事
- 2. スライド変更金額
   (増) ¥

   うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
   ¥

   基 準 日
   ○○年○○月○○日

## 承 諾 書

## 工事名 〇〇工事

〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議開始のありました上記工事の工事請負契約書第25条 第7項によるスライド協議変更額については、下記のとおり異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額	(増) <u>¥</u>	
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	
基準日		OO年OO月OOE

〇〇年〇〇月〇〇日

受 注 者所 在 地商号又は名称代表者氏名

大阪府

様

(別紙様式3-2)

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

大阪府

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)

○○年○○月○○日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代 金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 OOOOO工事
 2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない

3. 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

## スライド調書

I	事	名						
== 4	<i>比</i>	金額					円	(消費税含まず)
明 只	貝 八 玉						円	(消費税含む)
≣∧ <del>≡</del> ↓	. 글 수	、 安百					円	(消費税含まず)
直又 直1	音 並	書金額					円	(消費税含む)
Т		期	自	1	年	月	В	
		<del>以</del>	至	1	年	月	В	
基	準				年	月	В	
出多	来 高	額						円(税抜き)
残工事額(P <sub>1</sub> )							円(税抜き)	
変更残工事額(P <sub>2</sub> )								円(税抜き)

#### ※増額スライド用

## ○○○○□事に係る

## 賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

スライド額(S) = ( 
$$P_2$$
 -  $P_1$  ) -  $P_1$  × 1/100 = ( - ) - × 1/100 = - = -

(但し、P<sub>1</sub><P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub>: 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P<sub>2</sub>: 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

スライド額

(税込み) = × 消費税及び地方消費税率 =

#### ※減額スライド用

## ○○○○□事に係る

## 賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

スライド額(S) = ( 
$$P_2$$
 -  $P_1$  ) +  $P_1$  × 1/100 = ( - ) + × 1/100 + = + =

(但し、P<sub>1</sub>>P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub>: 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

スライド額

(税込み) = × 消費税及び地方消費税率